

第271回奄美大島海区漁業調整委員会

議 事 録

1 日程等

- (1) 日 時 令和5年6月19日（月） 14:59～16:50
- (2) 場 所 大島支庁本館4階大会議室
- (3) 出席者 別添「出席者名簿」のとおり

2 議事内容及び結果

- (1) さんご漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について（協議）
→ 継続協議とする旨決定。
- (2) 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議への提出議題について（協議）
→ 原案のとおり承認する旨決定。
- (3) 浮漁礁の敷設承認申請について（協議）
→ 原案のとおり承認する旨決定。
- (4) 特定水産資源（くろまぐろ）に関する令和4管理年度及び令和5管理年度における知事管理漁獲可能量（TAC）の運用について（報告）
- (5) 遊漁に関するアンケートについて（報告）
- (6) その他

令和5年6月19日午後2時59分開会

【開 会】

- 山之内事務局長 定刻より1分ほど早いですが、皆さんお揃いですので、ただ今から第271回奄美大島海区漁業調整委員会を開催いたします。
- なお本日は、山下委員から所要のため欠席との連絡を受けております。委員10名中9名出席をいただいております。奄美大島海区漁業調整委員会事務規定に定める定数の過半数に達しておりますので、本委員会は成立いたします。
- なお、議事を進めるにあたり、委員の皆様が発言される場合は挙手していただき、会長から名前を呼ばれてから発言していただくようお願いいたします。
- それでは、茂野会長から御挨拶と、併せまして議事の進行をお願いいたします。
- 茂野会長 皆さんこんにちは。お忙しい中出席をいただきましてありがとうございます。また、奄美のほうでも新型コロナが流行しつつあるので、皆さん気をつけてください。
- それでは、議事に入る前に、今回の議事録署名者を「杉委員」と「篤委員」にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
- 各委員 (異議なし)
- 茂野会長 それでは今回は杉委員と篤委員をお願いいたします。
- また、会長が委員として意見を述べるときは、会長代行を奥田委員とすることで御了承をお願いいたします。

【議事 さんご漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について（協議）】

- 茂野会長 それでは、本日はまず最初に、開催通知の議題では挙げられておりませんでした。県水産振興課から1点、追加（議題）がございます。これを先に協議をしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。
- 議事事項は、【さんご漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について】です。
- それでは、県から説明をお願いします。

森永技術主幹兼
漁業調整係長

水産振興課です。よろしく申し上げます。資料5をお願いします。

「さんご漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について」ということで、協議事項となっております。

まず、1ページをお願いします。取扱方針の一部改正の概要を御説明いたします。1の経緯ですけれども、さんご漁業の中で深海さんご漁業につきましても、宝石サンゴということで、当海域でも営まれている状況にあります。一般的には、ヤギ目サンゴ科に属して、それらの内骨格が宝飾品等に用いられるものというような形になっておりますが、これにつきましても、現在、選択的な採取が可能なものについて許可をしているところです。許可数については1者になっております。

宝石サンゴにつきましても、主に輸出をしているところでございますけれども、中国などで需要が高まり価格が高騰しまして、漁業者の関心が高まっているところです。

一方、成長が非常に遅いということがあります。成長の速度が長さでいきますと、年2～3ミリから6～7ミリということで非常に遅いというのが特徴になっておりまして、採りすぎて資源が減少した場合には回復に非常に時間がかかると、長期間かかるというような特徴があります。ということがございまして、ワシントン条約におきましては、国際取引を規制すべきという議論がありまして、水産庁は、宝石サンゴの管理を適正に進めるために、現状以上の許可を発給しないなど漁獲努力量が増えない措置を取るよう技術的助言ということで、平成27年10月に通知文を発出しております。その通知文につきましては、9ページ以降に原文のコピーを載せております。そういう状況でございます。

本県のさんご漁業の取扱いにつきましても、水産庁の技術的助言を踏まえまして、現在の許可数以上の新規許可を行っていませんでしたが、今般新たに、県内の漁業者から選択的な手法でやりたいという要望がございまして、改めて水産庁の方に確認したところ、技術的助言については、漁獲努力量を増やさない措置を言っているもので、漁獲努力量を増やさずに調整するのであれば相談に応じると。つまりは、許可数が増えなくても採取量、採る量で管理するのであれば可能ですよというようなことがありまして水産庁と協議してきたところです。

続きまして、2の現在の取扱方針がどうなっているかということでございます。深海さんごとしましては、アカ、モモイロ、シロサンゴがございまして、許可の対象者としては、さんご漁業の操業実績や経営の実績があつて、操業しようとする区域の漁業協議会等の同意がある者というようなことになっております。

操業区域につきましては、5海域、県内で、宇治海域、三島、十島、熊毛、そして奄美海域ということで、緯経度で指定しているところです。ですから、それぞれの海域の協議会の同意が必要ということになっております。

許可の期間は1年。制限条件としては、選択的に採取することが可能と認められる者というようなことを付けております。

3の許可の状況ですけれども、先ほども説明しましたけれども、県内では1者に許可をしているというようなことがございます。許可をしようとするときは、漁業種類や許可すべき漁業者数などの制限措置等を海区漁業調整委員会、それぞれの海区に諮問し、答申を得て許可というような手続きになっております。

4の今回の取扱方針を見直す案の主な内容についてです。主な内容として、水産庁の技術的助言を踏まえまして、新規許可を行うのであれば、資源管理措置を明記した上での変更をするという形にしております。そして、(1)の許可対象者につきましては、これまで同様に、選択的に採取することが可能と認められる者、資源管理への取組が行える者、各海域との調整が整っていると認められる者、これにつきましては、これまで通り同意がある者ということでございます。

資源管理措置については、(2)ですけれども、深海さんご漁業の資源管理措置については、①で選択的採取、②、これは新しく入ってきましたけれども、採取数量の規制、年間数量上限を設定すると。③で操業位置、採取状況、販売実績の記録、保存。採取状況などはこれまでもありましたけれども、操業位置などは新しく入っています。④、これについては体長制限ということで、現状資源管理を行っている15センチ未満は採ってはいけないというような体長制限を設けるというような形で入れております。

(3)の許可の条件を整理となっておりますけれども、許可の条件には、(2)で説明しました資源管理措置の内容を入れた形で整理するというような形で案として作っております。

続きまして、2ページをお願いします。新旧対照表ということで示してございます。これにつきましては、変更点を説明いたします。表の左側が新しい改正案、右側が現行の取扱方針ということになっております。

まず、変更点を説明します。1の(1)のなど以降、ものというところですね。ここについては、水産庁の技術的助言の規定について具体的に宝石サンゴについてを記載しております。続きまして(2)、これにつきましては新たに追加してございます。採取時に海中で生きた状態のさんごと、採取時に死んだ状態のさんごについて規定を入れているということでございまして、これについては、水産庁と協議した結果、必要だということになっております。

続きまして (3) の許可の対象者。先ほども説明しましたが、現行では、右の表のア、イですね、操業実績や漁業の経験がある者のどちらかが必要だと、かつ操業区域の協議会の同意が必要ということになっています。新しい部分につきましては、ウで同意についてはこれまで同様に記載しております。アにつきましては選択的採取ということで、これまでも許可条件には記載していたんですけども、許可対象者の中にこれを入れているということでございます。全くの新規になるのがイですけども、後で1 (6) については御説明しますけれども、資源管理の取組が行える者ということを追加で入れているところです。現行であった、操業実績や経営の経験とか、そういう部分は削除しているところです。

続きまして1 (6) , 資源管理措置についてということで、アにつきましては、採取船の制限ということで記載しております。これまでも、許可条件のほうで、右の表でいけば1 (5) で採取船の制限についてはほぼ同じ内容の記載があったところで、それを資源管理措置のところに入れたということです。続きまして、イですけども、採取数量の上限ということで、これにつきましては、許可数が増えるのであれば、採取数量の上限を設定して、漁獲努力量が増えないような措置を行うことということで、国のほうと調整した結果で、1年間当たり生きたさんごとして260キロ以内とすると。260キロについては、水産庁のほうで平成27年に技術的助言を出してございまして、それ以降の操業実績に基づいて国と調整した結果となっております。なお、許可を受けた者が複数ある場合は、1者の上限につきましては年間210キロ以内とするということで、これも国と調整した結果で210キロとなっております。

続きまして、ウにつきましては、採取状況の記録、採取する状況について映像又は画像によって記録し、保存しなければならないと。なお、知事から要求があった場合提出しなければならないといった内容となっております。

続きまして、エ、操業位置の記録、保存、これにつきましては、操業する場合は、出港から帰港までグローバルポジショニングシステム、GPSにより船舶の位置の記録を保存しないとイケないと。これも同様に知事から要求があった場合には提出しなければならないと。

オにつきましては、深海さんご、生きたさんごの採取に係る大きさの制限ということで、15センチ未満のものは採取してはならないという形で記載しております。これにつきましては、現在の許可者に対しての許可条件には15センチ未満は採取してはならないというようなことを入れてございまして、同様の管理措置を継続して行うということで入れております。

カにつきましては、採取数量の報告ということで、基本的には月1回報告してくださいということになっておりますが、採取上限の制限をする関係がございまして、上限の7割を超えて知事が指示した日以降は操業日毎に、翌日までに報告するような形で記載しております。

続きまして、キ、年間販売実績です。これにつきましては、さんごにつきましては入札会などがございすけれども、そういう販売実績につきまして、生きたさんごと枯れたさんご、また種類ごとに分けて保管しておくことと、知事から要求があった場合は速やかに報告してくださいというような内容になっております。

クにつきましては、許可数の制限。今回は許可数の制限は設けておりませんけれども、国からの通知で総漁獲努力量が増えない措置を行うことということがございますので、資源保護及び漁業調整のため問題があるときは許可数を制限することがあるということで記載してございます。

(7)は許可の条件です。変更点ですけれども、4ページをお願いします。4ページのエ、オ、カ、キにつきましては、先ほど1(6)で説明しました操業位置の関係、採取する際の映像や画像の記録、体長制限、採取数量の上限に関する資源管理措置について記載していると、許可条件の中に入れていたということでございます。

続きまして、附則の部分です。8につきましては、この方針は、日付は入れておりませんが、施行した日付が入ることです。まだ決まっておりませんので空欄となっております。ただし、施行日以前に許可を受けた者は、令和5年度においてはこの限りではないと。なお、1(6)のイの規定に関する部分、採取量の部分に関する事項は、令和6年4月1日から適用するというので、資源管理措置については6年度からという対応になっております。

新たな許可の方針については、5ページから8ページに記載しておりますので、お目通しください。

説明は以上です。御協議のほど、よろしく申し上げます。

茂野会長

説明が終わりましたが、御意見や御質問はありますか。

奥田委員

奄水協（奄美群島水産振興協議会）では、さんご漁業については1者に対し同意している。これは、奄水協全体の意見としてそのようにしている。現在、さんご漁業の許可を受けている者は、潜水艇で海の状況を見て、例えば、このさんごはあと5年したら採取できる、これはあと何年したらとか、奄美海域のさんごの状況を把握しているんですよ。他の業者が（さんご漁業の）許可を受けた場合には、何年したら採取できるとか、それはどうなるんですか（現在の許可者と同じように、奄美の海の状況をしっかり把握して活動できるんですか）。

15センチ以下は採ってはいけないとなっていますけど、そういうことで、奄美海域にあるさんごについては、生さんごについてはみんな（現在許可を受けている者が）確認済みなんです。その確認しているさんごの採取を（新たに許可を受けた者が、現在の者が「まだ採取しない方がいい」と判断している採取を）やられたときはどうするんですか。その補償を誰がするんですか。

森永技術主幹兼
漁業調整係長

今の御質問については、（現在の許可者は、）成長の状況を確認しながら、ある程度成長したものをよく確認しながら計画的に採取しているけれども、新しい者が適切に小型のサイズなどを保護して、ある程度成長したもの以上しか採らないと、ちゃんと（大きさの制限を）守られるのかという話かと思えますけれども、県では、今回の一部改正案の中で、1（6）オのところ、採取に係る大きさの制限ということで、15センチ未満のものを採取してはならないということで、そういう部分で大きさの制限をするとともに、採取している時の映像を保存しておくこと、それを知事が求めたときには提供してくださいということを入れております。また、販売したときの実績なども提供するようになっておりますので、そういう部分で確認していこうと思っております。

それと、大前提として、奄美海域で操業するには地域の協議会の同意が必要でございますので、もしそういう同意がなければ許可はされないということがございます。

奥田委員

さんごの採取については、さんごを採取する年、採取しない年もあるんです。東日本大震災の後には、震災の復興にさんご採取船も行ってですね、2年か3年、採取がなかったんですよ。その時に、（奄水協が同意する）業者と奄水協との話し合いの中で、採取しない年には、違約金とは言えないけれども、協力金として奄水協に払うと決めてあります。

新たに業者が入ってくると、こういう話を私は今日初めて聞いたんですよ。これ、本当に今日決めていいんですか、会長。

茂野会長

今、奥田委員のほうからもあったんですけども、東日本大震災以降、さんごの採取が行われない中で、奄水協の中で、複数の業者が（さんごの）採取を行ってもいいんじゃないのって意見もあった中で、1者に絞って、こういう条件を出してという、細かい部分を色々やり取りをしたもんですから、その中で、今の1者と契約をしているという中で、採取を行わない年にはという文言も入れているもんですから、それをして、それを白紙に戻す場合には、改めて奄水協の中で協議をして、当然反対意見もあると思うんですよ。その中で決めてきたものですから、そこで、一旦白紙に戻して、大枠を決めるわけですから、最終的な判断は協議会に任せると書いてあるんですけども、確かに、映像を

知事に出さないといけないとかあるんですけども、順序的には、今日、改正案を出されてどうするというのではなく、手順を踏んで、奄水協の中でも審議をして、海区に諮るとするのがいいと思いますけどね。

森永技術主幹兼
漁業調整係長

はい、承知しました。また奄水協で県からの説明が必要な場合は、お伺いして御説明したいと思います。

奥田委員

今日は、この議案は取り下げるという理解でいいですか。

森永技術主幹兼
漁業調整係長

継続審議ということでお願いできますでしょうか。

茂野会長

それでは、本議案については、継続審議で、改めて海区で協議することによろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

茂野会長

それでは、そういう形にしたいと思います。

**【議事 1 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議への提出議題について
(協議)】**

茂野会長

それでは、次に、議事 1【全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議への提出議題について】を議題といたします。この件は、協議事項となっています。

それでは、「資料 1」に基づき、事務局から説明をお願いします。

丸山書記

それでは、議事 1「全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議への提出議題について」を御説明いたします。資料 1 を御覧ください。

本議題は、全国海区漁業調整委員会連合会の九州ブロック会議において、国の関係省庁に対する要望案について協議予定とのことで、鹿児島県連合海区漁業調整委員会事務局にて作成しました本県の漁業に関する国への要望事項の案について、県連合会区事務局より協議依頼がありましたので、今回、委員の皆様へ協議をお願いするものです。なお、提出議題につきましては、継続分 3 件となっております。

それでは、1ページを御覧ください、この議題の取扱い、流れについて御説明させていただきます。委員の皆様御存じかと思いますが、本県の鹿児島・熊毛・奄美大島の3海区におきまして、今回の議題についてそれぞれ協議を行うこととなっております。各海区において協議を行った結果については、今後、来月開催されます鹿児島県連合海区漁業調整委員会におきまして協議いただき、その結果について、本県から国への要望案ということで、秋頃に開かれる予定の九州ブロック会議に提出されます。その後、最終的には漁業調整委員会の全国組織であります全国海区漁業調整委員会連合会で要望案が整理されまして、総会で承認後、国に対しまして要望書を提出し、国からの回答が来る形となっております。ちなみに、去年の委員会で協議いただきました内容につきましては、先日、全国海区連合会で要望案が整理されまして、今年の夏に国へ要望書が提出される予定となっております。

2ページをお開きください。県連合海区から、各海区あての協議依頼文でございます。要望事項の事務局案につきましては、中ほどにあります2の(1)、①から③までの3つの項目でございます。また下記の1及び2(2)にありますとおり、各海区において、九州ブロック会議へ話題提供を希望する事項又は議論したい事項、そして新たな要望事項がある場合には、連合海区に上げてくださいといった依頼文となっております。

それでは、提出議題の事務局案について説明させていただきます。3ページをお開きください。まず、提案議題1です。「大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業における操業禁止区域の見直し拡大等について」でございます。こちらは、継続要望事項で、毎年上げさせていただいているものでございます。要望内容としましては、

- 1 鹿児島・熊毛・奄美海域における大中型まき網漁業及び熊毛海域における沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し・拡大を図ること。
- 2 違反操業の取締りを強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正なものとする。

という2点です。内容に関しましては、昨年度と変更はございません。

4ページをお開きください。続いて提案議題2です。「日中漁業協定等に基づく外国漁船の操業条件等の堅持について」でございます。こちらも、継続要望事項で、毎年上げさせていただいている内容でございます。要望内容としましては、

- 1 国は、中国漁船の操業条件を遵守させること。
- 2 国は、中国漁船の操業条件を決定する交渉に当たっては、今後とも当県周辺水域には、まき網に限らず、一切の中国漁船の操業水域を設定しないこと。

3 当県周辺水域における外国漁船の監視取締体制の強化を図ること。

4 日本漁船の安全な操業を確保すること。

の4点です。こちらも、内容に関しましては、昨年度と変更はございません。

5 ページをお開きください。提案議題3です。「太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴う経営安定対策の推進について」でございます。こちらも、継続要望事項で毎年上げさせていただいている内容でございます。要望内容としましては、

1 国際的な水産資源である太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴い、影響を受ける沿岸漁業者の経営の維持・安定を図るため、我が国の漁獲枠が早期に拡大されるよう関係各国への働き掛けを行うとともに、国内の漁獲枠配分に当たっては、沿岸漁業の操業特性に配慮し、漁業種類や地域間で不公平が生じることがないように見直すこと。

2 クロマグロの再放流技術の早急な確立と技術導入等への支援制度の拡充、他漁業への転換に必要な技術習得・漁具等に対する支援など、経営安定対策のさらなる充実を図ること。

の2点です。こちらも、内容としましては、昨年度と変更はございません。

以上が、全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議への提出議題についての説明となります。

なお、昨年度の委員会において、委員から、大中型まき網漁業の操業禁止の拡大について、沖縄県並みの2万メートルという具体の数字を記載すべきとの意見をいただいたところですが、資料の6ページと7ページにおいて、大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業における現行禁止区域と要望禁止区域について掲載したものをお示ししております。大中型まき網漁業の操業禁止区域については、ホームページ等にて開示されている他海区の委員会の議事録を確認してみると、当海区だけではなく他の海区においても、他地域の禁止区域と比較して自分たちの禁止区域はなぜこうなのかといった議論がなされているところですが、これについては、当海区を含め、各海区において禁止区域の範囲に違いはあれど操業禁止区域を拡大すべきという意見を有しているものと考えられることから、全漁調において要望が取りまとめられるまでの過程で個々の具体的な数字を残してもらうことは難しいものと考えますので、当海区としても、連合海区事務局の要望内容案のような記載で、操業禁止区域の見直し・拡大を図ることについてしっかりと要望することが重要と考えます。

8ページ以降は、昨年度の当海区委員会及び連合海区で議論をした要望事項について、最終的に全漁調で取りまとめられた国への要望書の案になります。本県からの要望事項に関連しそうな部分について赤枠で囲っておりますので、内容については、お目通しをいただければと思います。

説明は以上です。どうぞよろしく申し上げます。

茂野会長

説明が終わりましたが、御意見や御質問はありませんか。

奥田委員

この大中型まき網についてはですね、もう20年以上にわたって奄美海域のまき網の操業規制の要望を行っているんですよ。それでも、現行4千メートル（のまま）。だから、沖縄県並みにしてほしいということで、ずっと（要望を）行っているんですけども、これ、現在どういった状況になっているんですかね。これは、農水省や色々なところに私たちも陳情に行ったんですけども、どこが反対しているとか色々なことを言われてですね、今のままの状況になっているわけですけども。

沖縄県は2万メートルでしたかね。奄美の場合は4千メートルですけども、熊毛も5,200メートル（3海里）ですよ。これはどういうことなのか。

（要望事項の中で）操業禁止区域を見直し・沖縄県並みに拡大を図ること、と書き直してほしい。私はずっと、20年来言ってきましたよ。

宍道事務局次長

ただいまの奥田委員からの御意見は、昨年当委員会でも同様の意見をいただいたところで、この奄美海区から、こういう意見があったということを連合海区の委員会へ持ち上げて、報告されたものと承知しております。連合海区委員会の中でその御意見の踏まえて協議した結果、これまでと同様の文言で鹿児島県連合海区の意見として九州ブロックの会議に意見として提出するというに、協議の結果、そのような扱いになったというように承知をしているところです。

引き続き、今年度も同様の要望を上げるということはあるかと思いますが、再び連合海区で協議した結果、同じ結論になるということは想像に難くないというように思います。

この連合海区の要望事項というのは、九州ブロックに持ち上がった後、九州ブロックから全国に持ち上がって、全国から国への要望事項として整理されて、最終的に、9ページ以降の「全漁調連要望書」というものに整理されて、国へ要望が提出されるということが毎年度続けられてきているということでございます。

その中で、区域拡大の文章がどのあたりに出てくるかと言いますと、資料の20ページを御覧ください。この20ページの下から2つ目の赤の四角で囲っている部分でございます。②とありまして、その2行目に、沿岸漁業者にとって重要度が高い天然礁や人工礁の周辺海域における操業禁止（自粛）区域の拡大や禁漁期間の拡大など、沿岸漁業者の意向を踏まえた大臣許可の見直しを進め、調整が整ったものについては随時操業の条件として内容を盛り込むこと、という文言で最終的に整理され、国に要望書という形で届けられるということになります。この中で、今言われた、奄美は4千（メートル）じゃないかと、じゃあ五島は、対馬は、隠岐の島では、佐渡島では、どこでは、ここでは、というのが日本全国ではいくらかでも事例がありまして、それを全て網羅的に記述するということが現実問題として難しい部分があるのかなと思っております。

これまで長い期間議論を尽くした結果、このような形に落ち着いているものと承知しているところですので、これまでの協議の経過を御理解いただければと思っております。

茂野会長

それでは、これ以上の質疑もないようですので、議事1については、原案のとおり承認することに御異議はありませんか。

各委員

（異議なし）

茂野会長

御異議がないようですので、原案のとおり承認することといたします。

【議事2 浮魚礁敷設承認申請について（協議）】

茂野会長

それでは、次に、議事2【浮魚礁敷設承認申請について】を議題といたします。この件は協議事項となっております。

それでは、「資料2」に基づき、申請者である県から説明をお願いします。

久保技術専門員

漁港漁場課の久保でございます。よろしく申し上げます。それでは、資料2を御覧ください。

まず1ページでございます。浮魚礁敷設承認申請の概要でございますけれども、下の図を御覧ください。今回、宇検沖の浮魚礁、No.1とNo.2が耐用年数10年を経過いたしましたので、その2基を撤去しまして、No.2の位置に1基を設置するというものでございます。

2ページを御覧ください。今回の申請にあたりまして、奄美海上保安部と協議をしております。航行安全上支障がないことを回答いただいております。

3ページを御覧ください。敷設承認申請書でございますが、3の浮魚礁の種類及び構造でございます。今回申請するものは、A1型表層浮魚礁というものでございます。

4ページを御覧ください。図面を添付しております。現在設置しているものは、AK型表層浮魚礁で浮沈式と呼ばれますけれども、潮流が速いと抵抗を逃がすように海面下に没することがあるというものでございますが、今回のA1型浮魚礁は、AK型を設置する以前に設置していた、船型、常時表層に浮いているものでございますけれども、こちらのほうを地元の要望に基づきまして設置する計画でございます。

船型の形状は同じなんですけれども、係留索に改良を加えておりまして、以前、流失事故が多発しておりましたけれども、今回改良したことによりまして、他県においては10年以上流失事故がないというものでございます。

5ページを御覧ください。2の安全対策でございます。(4)の管理ですけれども、県では、浮魚礁に搭載しているイリジウム衛星通信方式というもので、常時パソコンで位置を監視しております。また、これが流失した場合は、個人の携帯にも連絡がいきまして、各海上保安部、各県、関係機関に連絡を入れることになっておりまして、すぐに回収に向かうということになっております。また、年1回以上の定期点検を行うことになっております。

6ページを御覧ください。沖縄県、7ページは宮崎県、8ページは高知県と協議を行っております。こちらのほう、特に問題ない旨回答をいただいております。また、9ページ以降、関係各漁協の同意を得ております。17ページは、マリックスライン等海運会社にも同意を得ております。

20ページは委員会指示、21ページは取扱要領、27ページは審査基準が添付しております。

今回、2基を撤去して1基を設置することにしておりますけれども、AK表層浮魚礁が海面下に没するとなかなか浮沈することができないということで、操業回数がなかなか取れないということと比べまして、A1型浮魚礁というのは常時表層に浮いておりますから、遠くからも視認することができまして、操業回数を確保することができるということで漁獲量は遜色ないという風に考えております。

以上、御審議をよろしく申し上げます。

茂野会長

説明が終わりましたが、御意見や御質問はありませんか。

丸山書記

先ほど、県から御説明いただいた内容について、委員会事務局より1点補足をさせていただきます。資料2の3ページを御覧ください。県から委員会へ提出のあった「浮魚礁敷設承認申請書」の4に、浮魚礁の敷設期間として、承認された日から令和17年3月31日となっておりますが、この点について、資料の21ページになりますが、当委員会で定める委員会指示に付随する「浮魚礁敷設承認取扱要領」の第6の承認期間では、「浮魚礁の敷設承認期間は3年以内とする。」とされております。

従いまして、本日の委員会において今回申請のあった浮魚礁の敷設を御承認いただいた場合には、承認証に記載をする承認期間としては、本日令和5年6月19日から、浮魚礁敷設承認に係る委員会指示の有効期間の終期である令和8年3月31日までとすることとなりますので、その点補足させていただきます。

なお、資料の20ページの委員会指示の1(3)に、新たな委員会指示を発出する時点で、前の委員会指示に基づいて承認を行った浮魚礁が現存する場合には、現存する浮魚礁については、新たな委員会指示に基づく承認を受けたものとみなすとなりますとあり、今回の浮魚礁が承認され、敷設された後、令和8年4月1日時点で現存し、かつ、新たな指示が発出されていた場合には、引き続き承認をしたものとみなされ、設置し続けることが可能ですので、その旨申し添えます。

また、資料の20ページから27ページに、当委員会の浮魚礁敷設承認に係る委員会指示、取扱要領、審査基準を掲載しておりますので、そちらはお目通しください。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

奥田委員

今説明を受けたんですけれども、この敷設期間というのは、令和8年(3月31日)になるんですか。

丸山書記

承認証に記載をする承認期間は、令和8年3月31日までとなります。

篤委員

確認なんですけれども、同じ場所に敷設するというので、確かに流失したわけではないんですけれども、新規扱いということになるんですか。というのも、各漁協に同意をもらったり、同じ場所なのに同意をもらわないといけないというのは手間がかかるなと思って見ていたんですけれども。

丸山書記

流失して補充する場合の要件としては、全く同じものを補充するというのであれば補充届で足りると考えますが、今回は、同じ場所ではありますが、同じ場所に新しいもの(違う型式のもの)を設置するというので、新規として取扱っているところです。

| | |
|---------|--|
| 久保技術専門員 | 敷設承認期間は、耐用年数が10年なので、許可証自体も基本10年という風に考えておりますので、やはり新設と同じ扱いになろうかと思いません。 |
| 鳥居委員 | 4ページにですね、海象観測システムあってですね、風向とか風速とか水温がこれで分かるんですけども、これは漁業者のほうも随時確認可能ということによろしいでしょうか。 |
| 久保技術専門員 | 説明が不足しておりました。水温と風向、風速を観測することができまして、これをインターネット上で漁業者も確認することができます。 |
| 鳥居委員 | 漁業者も非常に助かると思います。 |
| 茂野会長 | それでは、これ以上の質疑もないようですので、議事2については、原案のとおり承認することに御異議はありませんか。 |
| 各委員 | (異議なし) |
| 茂野会長 | 御異議がないようですので、本議事については、そのように決定いたします。 |

【議事3 特定水産資源（くろまぐろ）に関する令和4管理年度及び令和5管理年度における知事管理漁獲可能量（TAC）の運用について（報告）】

| | |
|--------|---|
| 茂野会長 | <p>それでは、次に、議事3【特定水産資源（くろまぐろ）に関する令和4管理年度及び令和5管理年度における知事管理漁獲可能量（TAC）の運用について】を議題といたします。この件は報告事項となっております。</p> <p>それでは、県から説明をお願いします。</p> |
| 小池水産技師 | <p>水産振興課漁業監理係の小池のほうから議事3について御報告いたします。資料3をご用意ください。</p> <p>まず1ページ目、令和4管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用についてということで、令和4年度の運用について御説明いたします。</p> <p>一番上、概要のところでございます。今回は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までを期間とする令和4管理年度において、北海道からくろまぐろ小型魚10トン、大型魚5トンの譲渡があり、本県くろまぐろ漁業の各管理区分に配分致しましたので、その報告となります。</p> |

管理区分への配分ルールについてです。県資源管理方針では、おおむね漁獲枠の1割を本県留保とし、残りのおおむね9割を平成22～24年漁期の漁獲実績の平均値の比率に応じてそれぞれの知事管理区分に按分することを基本としつつ、可能な限り直近の漁獲実績を反映することとされています。

管理年度中に国からの追加配分等があった場合には、本県の知事管理漁獲可能量が増加した場合は、その配分基準に準じて当該増加量を配分します。

次に3の配分です。配分方法は令和2管理年度の漁獲実績を元に管理区分ごとに次の比率で配分しており、今回譲渡をいただいた分についても同様の比率を適用しました。

小型魚は定置漁業とその他くろまぐろ漁業が72対28が割合となっております。大型魚は定置漁業対その他くろまぐろ漁業が55対45となっております。

この結果、表にあるとおり、小型魚では定置漁業に7.2トン、その他くろまぐろ漁業に2.8トンの追加となり、変更後の漁獲可能量は合計で32.5トンとなりました。

大型魚、30キロ以上では、定置漁業に2.8トン、その他くろまぐろ漁業に2.2トンの追加となり、変更後の漁獲可能量は20.7トンとなりました。

この変更については、既に、令和5年3月17日付けの県公報に告示しております。

なお、資料には記載しておりませんが、令和4管理年度の実績としては、小型魚32.5トンに対して84%に当たる27.3トンの漁獲量がありまして、大型魚29.7トンに対して80.1%に相当する16.6トンの漁獲がありました。

続いて、資料2ページの「くろまぐろに関する令和5管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について」、今年度の運用について説明します。

まず「1 概要」でございます。令和5年4月1日から令和6年3月31日までを管理期間とする令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について、令和5年5月19日付け5水管第468号にて農林水産大臣から追加配分があったことから、各管理区分に配分致しましたので、その報告となります。

次に、配分ルールについては、先ほど、令和4管理年度の内容で御説明しましたので、割愛させていただきます。

3の配分についてです。今回、配分の結果、30キロ以上の大型魚では、定置漁業とその他くろまぐろ漁業が71対29となったことから、県留保分を差し引いた国からの追加配分量2.0トンにそれぞれ乗じたところ、定置漁業で1.4トン、その他漁業で0.6トンの増加となり、大型魚における変更後の漁獲可能量は定置漁業で7.1トン、その他漁業で2.9トン、県留保枠は1.1トンとなりました。

次に、3ページですね、ここは小型魚、30キロ未満の管理配分量となっております。今回、定置漁業とその他くろまぐろ漁業が79対21となったことから、県留保分を差し引いた国からの追加配分量8.5トンにそれぞれ乗じたところ、定置漁業で6.7トン、その他漁業で1.8トンの増加となり、上半期における変更後の漁獲可能量は定置漁業で11.6トン、その他漁業で2.7トン、県留保枠は2.4トンとなりました。

なお、上半期の未利用分は下半期に繰り越されることとなります。

この変更については、令和5年6月2日付けの県公報により告示しております。

以上で説明を終わります。

茂野会長

説明が終わりましたが、御意見や御質問はありませんか。

篤委員

すいません、ちょっと教えてください。令和5年の年度初めに国から追加配分があったということですが、年度始まってすぐに追加配分があるということは、いわゆるWCPFC（中西部太平洋まぐろ類条約）が国際的な資源管理で日本に対する枠が増えたからそれを配分したということでしょうか。

宋道事務局次長

前々くろまぐろ管理担当者だったので、補足させていただきます。年度初めの国からの追加配分は、前年度に使い切らなかった枠の一部を翌年の追加配分に回すといった手続きをするものですから、当初から配分してくれたらいいのと思うのですが、なかなか前年度の実績が出そろわないと追加できないということもありまして、そういったことで少し時間が経ってから各県に配分されるという扱いをしているものと承知しております。

鳥居委員

小型魚と大型魚、ともに80%台の実績ということですので、今年は、定置網でかかったまぐろを逃がすような要請は出なかったというような理解でよろしいでしょうか。

小池水産技師

既に今年の枠に対しては、大型の定置網については超過しておりますので、6月24日の県公報で採捕停止を公示する予定。そのため、各漁協には依頼済みで、御協力いただいているところです。

茂野会長

これ、だいたい80%（の実績）ということなんですけれども、実際、漁師のほうには、捕るな、逃がせという指示が県から来ているんですけれども、漁師としては、今の時期、5月とか釣れるんだけれども、ストップということで、みんな泣いてるんですよ。そのあたりはどのように考えてますか。

小池水産技師

皆様から報告をいただいております、今年は特に大型魚の漁獲のペースが例年になく積み上がっているというのが現状であります。捕って水揚げしてはいけないのかというお声もいただくところですが、国全体で取り組んでいる資源管理のルールに基づいてやらないといけないということがあります。

県としては、その他の県から、昨年も北海道と秋田から譲渡があったとおり、他の県には、枠の多いところには（譲渡を）お願いしているところですが、ただやはり今始まったばかりで、大型魚が捕れているという状況ですので、他の県も同様に捕れているというのを耳にしています。なので、今この時点で漁獲枠をすぐに譲渡してもらえるというのは少し難しい状況かというのが実際のところではありますが、引き続き各県にはお願いをして、何とか鹿児島県の枠を増やせないかということに取り組んでまいります。

茂野会長

例えば、瀬戸内の場合には、沖縄で操業しているんですけれども、そこで、鹿児島県の枠はもうだめですよと、でも、他の県の枠はまだ大丈夫だから、同じ操業場所においてこの船は釣ってよくて、この船は釣ってはだめというようなことになっているんですよ。そのあたりに矛盾を感じているんですけどね。

そのあたりを県のほうも国へ要望してほしいなと思います。

小池水産技師

皆様の声については、私たちとしても国の方と相談しながら枠を増やせないだろうかということに対応していきたいと思っています。

茂野会長

それでは、これ以上の質疑もないようですので、議事3については、これで終了いたします。

【議事4 遊漁に関するアンケートについて（報告）】

茂野会長

それでは議事4【遊漁に関するアンケートについて】を議題といたします。この件は報告事項となっております。

それでは、県から説明をお願いします。

小池水産技師

引き続き小池より、議事4「遊漁に関するアンケートについて」、皆様に報告いたします。資料4を御覧ください。

昨年、令和4年8月時点において、県内各漁協へお願いをして、遊漁の実態についてアンケートを行ったものです。昨年の（奄美大島）海区でもありましたとおり、遊漁の話が出まして、まずは実態把握ということで今回のアンケートを行ったところです。御協力ありがとうございました。

アンケートについては、大きく項目に分けて、1つ目に漁協の素潜り・潜水器漁業の水揚げの実態について、2つ目は遊漁者とのトラブルがあるか否か、3つ目は遊漁者が使用できる道具について、4つ目が遊漁船業者とのトラブルについて、次に遊漁者とのトラブル防止対策について、最後に今後の海面利用について、この6項目について各漁協、支所を含めてアンケートを取らせていただきました。

回答は、メール及び聞き取りを含む内容になっておりまして、アンケート実績としては、36漁協、支所を含めて46か所から回答がありました。その回答（の内容）をまとめたものとなっております。

資料の1ページからアンケートの結果について御報告いたします。時点としては、先ほど申し上げたとおり昨年8月末時点というところで、46か所から回答をいただいております。まず1つ目の漁業の状況です。各漁協の素潜り及び潜水器漁業の状況について教えてくださいというところです。素潜り漁業について、県内では、回答のあったところの合計で約470人の従事者がいますというところで、水揚げ金額は、少し幅がありますが、2万5千円くらいから300万円までといったところで実績があるとの回答です。主な漁獲物としては、資料に記載があるとおり、瀬魚や海藻類、ウニやナマコ、イセエビといったところがメインとなっているようです。使用している道具としては、もり、やす、は具、中には水中銃などを使ってらっしゃる方もいるようです。潜水器漁業、こちらは許可漁業ですね、県内漁業者としては106人、素潜り漁よりも水揚げ量は多く、一番稼いでらっしゃる方で1,400万円水揚げされている方もいらっしゃいます。水揚げされるものはですね、素潜り漁業と同等の内容になっているところです。使用している道具については、水中銃、もり、やす、は具、そういったところがメインの道具となっております。

問2です。各漁協における遊漁者とのトラブルについて、まず、トラブルの有無は、46か所中21か所から（あるとの）回答がありました。そのうち9か所がトラブルが増加傾向というところですが、トラブルの中身なんですけれども、遊漁者による施設の破損、いけす内での遊漁、ごみの不法投棄、密漁などが挙げられているところです。

2ページです。遊漁者が使用できる道具についてというところで、県内では右の図にあるとおり、チョッキ鉾というのは一般の遊漁者が使用できる道具にはないというものです。これについて、各漁協に確認をしました。遊漁者が利用できる道具というところで、チョッキ鉾と呼ばれる鉾の一種は先端が外れるため遊漁者が使用できない漁具ですと、各漁協で認識がありますかというところで、回答があった46か所中22か所のほうから認識がありますというところですが、さらに、これを実際遊漁者が使っていますかということに関しては、9か所から使用しているのを見たことがあるとの回答がありました。遊漁者が使用するやすの柄の長さについてです。遊漁者が魚を突いて捕るのに使用するやすの柄については、魚を突いた時に手に残る使い方については認められてはいますが、手から離れて、発射装置を使って魚を突く方法は認められていないというのが現状です。その中で、柄の長さや素材については県では規制がないのが現状で、従来のやすと呼ばれている素材の中で竹が主流だったと思いますけれども、その他に現在ではアルミやカーボンといった3メートル以上の長いものが使用されているというのが報告で上がっています。その中で、遊漁者が使用できるやすについて、規制は必要であるか否か、もし必要であるとすればどのようなところを規制すべきかというところで質問をしたところですが、規制は必要と答えているところは46か所中32か所から上がっておりまして、道具の多様化が進んでいること、乱獲につながりやすいことといただいております。柄の長さを規制するという条件を加えたのが23か所、だいたい3メートル以内までという意見がありました。長くなればなるほど広範囲で魚が突けるということからです。素材を規制するというのが13か所からあり、カーボン製だったりというのは連結が簡単にできてしまうので、広範囲の魚が突けるのではということです。その他、発射装置、ゴムの規制というところですが、魚を発射装置があれば簡単に採捕できるからということがメインの理由になっております。3ページで、チョッキ鉾以外に遊漁者が使用している道具でトラブルや問題視されているものはありますかというところでは、イセエビ用のはさみやアワビおこしというのが上げられておりました。夜間の密漁につながるという話や、夜間に素潜りをされてしまうとそこに魚がいなくなってしまうというような話が上がっております。さらに、遊漁者から漁協に水揚げ実績がありますかというところでは、5か所から（あると）回答がありまして、多い人では30万円ちょっと水揚げをしている実績もあります。

問4のところでは、遊漁船業者とのトラブルについてというところで、トラブルがあると答えているのが46か所中20か所ですね、傾向としては5か所で増加傾向というところでは、さらに、トラブルの中身ですが、立ち入り禁止区域への渡船や、いけす周辺での釣りであったり、魚礁だったり、漁船の操業中に近づいて遊漁をするといったような話が上がっております。その他に、漁具の被害が9か所からありますと回答があり、その他で、港での駐車トラブルといったところも声が上がっております。

4ページです。問5のところでは、色々な問題がある中で、遊漁者とのトラブル回避についてどういった対応をされてますかというところで、対応を何かしらしてますというのが8か所です。主な取組としては、密漁等に対する立て看板の設置といったところが主な対応策でした。

最後に、今後の海面利用についてというところでは、遊漁者との海面利用に関する調整の場が必要であるか否かというところについては、46か所中23か所が必要だということでは、調整すべき事項としては、禁止事項や漁業権に関する周知の中身であったり、夜間の遊漁、実態の把握、そういったところが上げられておまして、(どのような)対策が必要かというところにおいては、禁止事項の周知、漁業の制度の説明、見回りなどの対策が必要であろうという回答をいただいております。

県として、アンケートをまとめた中で今後どうするかというところにおいては、昨年初めて、各漁協にアンケートを実施しました。遊漁の実態の把握というところを今年度も引き続き努めていきたいというところで、具体的な対策として、問6にありましておき、周知というところ、遊漁者に禁止事項のルール等を周知する必要があるというところにおいては、今年度、ポスターの作成等の予算を確保しましたので、そういったところを活用して、漁協等関連機関と連携して遊漁者に対して周知を図っていくといった対応を行っていきたく考えています。

以上で「遊漁に関するアンケートについて」の報告を終わります。

茂野会長

説明が終わりましたが、御意見や御質問はありませんか。

杉委員

潜水器漁業の中の主な漁獲物の中に、イセエビが含まれてますけれども、勘違いされる事案じゃないかと思っておりますけれども、潜水器でイセエビを捕ってはいけないということだと思っておりますけれども、別枠で書くかしないと勘違いするところが出てくるのではないかと思います。

小池水産技師

失礼しました。修正いたします。

中田委員

2年くらい前からこの話が出て、アンケートの話は去年（の海区委員会でも）も聞いている話で、これを踏まえてどうするんですかという質問を前回しているんですけども、また同じような話が出てきて。要は、チョッキ鉾は当然だめだけど、手鉾の規制をしようかという話をしてるんですよ。組合員から出てきた話なんだけれども、どんどん長くなると、長くなればなるほど魚を突きやすくなると。素潜りでみんなやるんだけれども、短いと潜れないんです。竹竿を長くして、イカを突いたりするというのが昔からあるんだけれども、今気にしてるのは、都会から観光で来る人がやってるんですよ。そういう（あっせん）業者もあるっていうのはこの会議で話をしてるんです。早めに規制したほうがいいんじゃないですかという話をしていて、内容というよりも、道具の長さの規制をしようという話はずっとしているんです。完全にだめという話になると、島の文化、我々も子供の頃からやっていた1メートル前後の手鉾で手が離れたらだめですよと、誰が見てるんですか。そういう細かいことを言うのではなくて、長さを規制すればある程度抑えられると。業者も増えますよねと、（奄美が）世界（自然）遺産に認定されて、YouTubeなどでも流れているんですから。奄美に行けば簡単にできると、ちらほらと出てるんですよ。一番最初にこの話をしたのが私なんだけれども、組合のほうに頼まれてここの会議で。要は規制をしてくださいと。でも簡単にはいきませんよと。で、またアンケートの話をして、それでこれからどうするの、と言うと、いつ（規制が実現）されるんだろうと。長崎が何かやっているというのは以前（の委員会でも）聞いたんだけれども、その（続きの）話が出てこないから、向こう（長崎）の規制の状況も知りたいなと思っています。早めにやっておかないと、色々なトラブルが出てきてからだと、あと、周知すると言っても、今の現状を周知し始めると、何でもできますよっていうのが最近出てきて、その後規制かけるとなるともっとややこしくなる。今のうちにある程度、ここ（資料）に3メートルという意見も出てるんですけど、奄美の大型スーパーにも手鉾は売ってるんですよ。夏になると観光客がそれを買って、海岸線で遊んでるわけですよ。そのあたりまではいいのかなと。事故のない程度に。それが3メートル、5メートルとなると物が違うし、そういうのを持っているのはほとんど島の人じゃないんですよ。お金かかるし、いい値段するし。そういう意味で、早めに長さの規制をしてほしいというのが、これは奄美漁協の理事会で出た話なんですけどね。組合員から上がってきて、理事会で（話が）出て、それを踏まえてここで話をした流れです。それを踏まえて、早めにそういう（規制の）検討ができるようにやってもらいたいなと思います。

茂野会長

やすの長さの規制ですね。早急にやっていただきたいと思います。

篤委員

先ほど、全国海区漁業調整委員会連合会の話がありましたが、ああいう場で話題提供をする場があると思うんですね。伊豆とか千葉とか、先ほどの長崎の話とか、あるいは瀬戸内海の話とか、全漁調連の要望書にも、スピアフィッシングに対する規制強化とかという項目もありますので、そういった他の事例を色々聞いてみて、実際に漁業調整規則で規制できるのか、または委員会指示でやるのか、それとも、エリアごとで遊漁者の組織と漁業者の組織で話し合いを持ってやっていくのか、いろんな事例があると思いますので、昔は海面利用協議会というのがあったと思うんですけど、今は県にそれがないんですね。だから、遊漁者と話す場がないと思うんですね。向こうの人（遊漁者）の意見も聞かないといけないわけですから、海洋レクリエーションと漁業をどう両立させていくかというのが課題で、大きな命題でもありますので、その辺も含めて全国の色々な情報を聞いていただいて、例えば、中田委員がおっしゃったような長さの規制をどこかやっている県があるならば、そういった形でやっているのかということも、そういう話もしていただかないと、ただポスターとか書物だけで、周知をしますよでは先に進まないと思いますので、もう少し具体的なことを今後お願いしたいと思います。

奥田委員

これ、アンケートとはちょっと関係ないと思うんですけど、今年になってから漁船がマル釣（遊漁船業）の許可を取ってお客さんを乗せて浮魚礁でジギングを5～6人でしているという報告を受けたんですね。ひき縄の連中が非常に困るわけですね。漁船であり、浮魚礁の許可を取ってる、そして、遊漁船でもあるわけですね。そういう船が、魚礁の真ん中で5～6人を乗せてジギングを投げる釣りをやっているということで、ひき縄の連中が困っているという報告を受けてるんですが、そういう（のに対する）規制はできないんですかね。

小池水産技師

これはよく上がる話の内容なんですけれども、法的に遊漁者を魚礁から排除できるかということにおいては現行のルールでは難しいところです。ただ、私も遊漁船の担当をしております、講習会を開いている中で、5年ごとの更新があるんですけども、そういったところで、漁業のほうを優先してやっていただけませんかというお願いをしているところです。よって、今のところはお願いベースというところです。

奥田委員

お願いを聞いてくれるような人たちじゃないのよ。お願いを聞いてくれるようだったら、（規制はできないのかという）質問もしません。お願いを聞いてくれないから困るんですよ。

茂野会長

それでは、これ以上の質疑もないようですので、議事4については、これで終了いたします。

【その他】

茂野会長

次に、その他ですが、まずは、事務局のほうからソデイカのことについての話があるようですので、お願いします。

宍道事務局次長

事務局の宍道です。以前より沖縄県のソデイカ漁船との関係・調整の問題の件についてその都度御報告をさせていただいているところですが、前回5月10日の委員会でも報告したとおり、沖縄県船の中に旗数制限を守っていない船がいる、船間交信ができない状態になってしまっている、19トン型の大きな船が喜界島に15隻ほど入港し基地のようにして利用する実態が見られるわけですけれども、本県の沿岸船よりも大型であるためにしけの日にその船（沖縄の大型船）だけが日帰り操業で沿岸に近いところで操業しているが、沿岸での操業は遠慮してもらえないかという申し入れをしてきているところですが、それについて、沖縄県側の回答として、旗数制限については取り締まりを一回実施したと、なかなか海上で旗数違反の取り締まりは困難であることから、周知により引き続き違反の未然防止に努めていくと、相互連携・通信体制の維持については実態を把握していきますとの回答がありましたということとを前回の委員会の中で報告をさせていただきました。

その報告をした際に、委員からいただいた御意見として、旗数制限を守らない船に対し周知などにより違反の未然防止に努めると沖縄県は言っているが、その程度では改善につながる訳がないと、旗数制限を守らない船をどのように取り締まり、どういった罰則を課すのかという点を明確にして実効力のある対応をお願いしたいという意見があったと。そして、旗数制限は予備も含めて船に搭載可能な旗数の上限を定めたものなので、現場で実際に操業中に何本旗を使っているかということではなく帰港時の確認や停泊中に抜き打ち検査をすとかそういった取り締まりも可能なのではないかと、そういったことも検討していただきたいとの沖縄海区に更なる対応を促したところです。

これを受けて、沖縄県では毎月委員会が開催されるとのことで、更に検討を進められたということなんですけれども、つい先日、先週の水曜日、6月14日に、できれば、沖縄海区から会長と委員が2～3名、それと事務局が2名くらい奄美海区のほうに伺って、意見交換をできないかとの申し入れがありました。と言うのも、今後9月に新たな沖縄海区の（ソデイカ漁に係る）委員会指示の発出という節目になっているということで、このソデイカの件について7～8月にかけて沖縄県内各漁協に対してアンケート調査を実施したいと、それに向けてこの7～8月頃に

奄美海区の委員会開催時期に併せて沖縄県から伺うので、意見交換をさせていただけないかとの申し入れがありました。

この取扱いについて、手元に資料もなくその他の項目で御相談をするのも大変恐縮ではありますが、急ぎだったこともありまして、次回の奄美海区委員会を8月3日に予定しておりますので、委員会の前後の時間を使って意見交換の場を設けるとのことで調整を進めてよろしいでしょうかということについて御意見を賜りたく存じます。よろしく願いいたします。

茂野会長

これ（ソデイカ漁に係る沖縄海区委員との意見交換）、以前も実施したことがあるんですよね。沖縄海区の現状・実情を聞いてですね、こちら（奄美海区委員）の意見も述べてですね、（委員）数名ずつで実施したんですけれども、今後ともこういった意見交換（の機会）を持った方がいいと思うんですけれども、どうですかね。

宍道事務局次長

すいません、もう少し補足をさせていただくことがございました。今回（の意見交換について）は、奄美海区から指摘をいただいた点について沖縄県側から対応状況等について直接御回答を差し上げたい、ソデイカに関する研究情報などの共有をさせていただきたいとのことで、昨年度、沖縄県と奄美海区で11月に操業できる、できないとのことについて足並みを揃えていただきたいとの申し入れがあったわけですが、その件については今回（の意見交換では）、話題にしないということでございます。

先ほど、喜界島ということを申し上げたのですが、主に喜界島の近くでの操業について（の奄美海区からの申し入れ）ということで、できれば喜界島の漁業関係者の方にも（意見交換に）出席いただければとの申し入れが（沖縄海区より）ありました。ただ、その申し入れについては、現在の当海区委員会委員に喜界島の方がいらっしゃらないということがあり、（喜界島の漁業関係者に出席いただく場合に、）旅費等をどうするかということもありますけれども、そういったことも含めて8月3日にその場を設けるということについて調整を進めてよろしいでしょうかということでございます。

茂野会長

8月3日の海区委員会の開催される日に、委員会に前後して意見交換を行うということですか。委員会で一緒にやるということではないんですよね。

宍道事務局次長 委員会の中でやるということではなく、海区委員会の協議とは別で時間を設けるということになるかと思えます。また、全ての委員に出席いただくのがよいか、一部の委員、沖縄海区も会長と委員が2～3名、事務局が2人ということですがけれども、特にソデイカ漁業に携わっておられる地区の代表者に絞って意見交換の場を設けるのかということも併せて御協議いただければと存じます。

茂野会長 皆さん、いかがですか。ソデイカ漁をやっている地域の方々に絞ってがいいと思えますけれども。

前田委員 その方（絞った方）がいいんじゃないですか。

茂野会長 それでは、その方向で調整いただければと思います。

宍道事務局次長 はい、ありがとうございます。その方向で進めさせていただくということと、意見交換にどの委員に参加いただくかということ、喜界島から代表の方に来ていただけるかということを含めて今後調整を進めてまいりたいと思えますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

茂野会長 はい。よろしく申し上げます。
その他、事務局や委員から何かありますか。

丸山書記 今、事務局次長の宍道からもありましたとおり、次回の委員会の開催日程につきましては、8月3日木曜日の午後3時から、大島支庁本館4階の中会議室で開催しますのでどうぞよろしく願いいたします。議題については現在整理中ですので、議題を整理後に開催通知を発出しますので、どうぞよろしく願いいたします。

茂野会長 その他、委員のほうから何かございませんでしょうか。
特にないようですので、以上で、本日予定されておりましたすべての議事を終了いたします。議事進行に御協力いただき、ありがとうございます。

山之内事務局長 それでは、以上をもちまして、第271回奄美大島海区漁業調整委員会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

議事録署名

茂野 拓真



杉 健一郎



篤 昭仁

